

## 甲斐市議会総務教育常任委員会会議録

1. 開催日時 平成27年3月4日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

---

### 出席委員（7名）

委員長	三浦進吾君	副委員長	滝川美幸君
	山本今朝雄君		長谷部集君
	小浦宗光君		保坂芳子君
	樋泉明広君		

### 欠席委員（なし）

### 傍聴議員（6名）

議長	有泉庸一郎君		金丸幸司君
	清水正二君		斉藤芳夫君
	内藤久歳君		池神哲子君

---

### 説明のため出席した者の職氏名

企画政策部長	小田切正男君	総務部長	長田修君
生活環境部長	有泉善人君	教育部長	勝村秀彦君
秘書政策課長	内藤博文君	企画財政課長	坂本太久己君
総務課長	長田治君	人事係長	飯沼秀司君
消防防災対策室長	斉藤晴彦君	市民活動支援課長	奥野経雄君
教育総務課長	長田隆君	学校教育課長	横森貴志君
敷島・双葉学校給食センター所長	小宮山正美君	生涯学習文化課長	樋口充君
総合政策係長	丸山英資君	財政係長	山田洋君

総務係長	小澤 明 君	情報政策係長	白神 忠 広 君
人事課長	生山 勝 君	給与係長	望月 新 路 君
消防防災係長	長谷川 秀 明 君	市民生活係長	新津 誠 君
教育総務係長	久保 欽 一 君	学事係長	有泉 正 恵 君
保健給食係長	斉藤 一 也 君	生涯学習係長	酒井 厚 志 君
議会事務局長 兼監査委員 事務局長	中村 宗 和 君		

### 職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	中村 宗 和	書 記	山岡 広 司
書 記	松井 恵 美		

### 審査内容

#### 1 条例等審査

- 議案第 1 号 山梨県市町村総合事務組合同規約の変更の協議の件
- 議案第 2 号 山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散の協議の件
- 議案第 3 号 山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分の協議の件
- 議案第 2 4 号 甲斐市職員給与条例の一部改正の件
- 議案第 2 0 号 甲斐市行政手続条例の一部改正の件
- 議案第 2 7 号 甲斐市地域審議会条例の廃止の件
- 議案第 4 号 南アルプス市外二市一町指導主事共同設置規約の変更の協議の件
- 議案第 1 2 号 甲斐市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定の件
- 議案第 1 3 号 甲斐市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定の件
- 議案第 1 9 号 甲斐市議会委員会条例の一部改正の件
- 議案第 2 1 号 甲斐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件
- 議案第 2 2 号 甲斐市特別職報酬等審議会条例の一部改正の件
- 議案第 2 3 号 甲斐市の市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正の件
- 議案第 2 8 号 甲斐市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例

の廃止の件

2 補正予算

議案第 5号 平成26年度甲斐市一般会計補正予算（第6号）

議案第 9号 平成26年度甲斐市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

3 請願審査

請願第27-1号 地方自治の堅持を日本政府に求める意見書提出に関する請願書

4 その他

開会 午前 9時26分

○委員長（三浦進吾君） おはようございます。

ご苦労さまでございます。

2日に、長野県のほうでは38万世帯の停電が起きたということで、こちらのほうは東京電力でございますけれども、向こうは中部電力で、38万世帯と言いますと、甲斐市が3万700世帯ぐらいですね。ですから、12から13市が停電になったということで、山梨県では大変な停電になったと、それが3時間半も続いたということですから、新幹線とか、それから、交差点で事故が起きたとか、いろんなことがあったわけでございますけれども、そんなことを思うと、甲斐市もそんな訓練をしたほうがいいのかなと感じたところでございますけれども、本日は、予算審査委員会の総務が最後ということになります。慎重審議の上、スムーズに進行をできますことをお願い申し上げ、委員長の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これより総務教育常任委員会を開会します。

本日の会議を開きます。

---

○委員長（三浦進吾君） 本日の委員会は、定例会初日に付託されました議案第1号 山梨県市町村総合事務組合理約変更の協議の件外15議案と請願の審査を行います。

審査は、お手元に配付した審査日程により、初めに議案第1号 山梨県市町村総合事務組合理約の変更の協議の件外13件の条例案等の審査から行い、その後、一般会計等補正予算歳出歳入審査、特別会計補正予算の審査、その後、請願審査の順で行います。

委員、職員の方々に申し上げます。限られた時間での審査になりますので、質問、答弁は簡潔明瞭にさせていただきますようご協力お願い申し上げます。

それでは、これより付託されました各議案の審査を行います。

審査に当たっては一問一答方式とし、会議規則第116条を遵守し、発言は全て簡明にするようお願いします。

また、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑は、さきの申し合わせのとおり、質問は1問とし、再質問は1回までとします。

それでは、審査に入ります。

議案第1号 山梨県市町村総合事務組合格約の変更の協議の件を議題といたします。

議案についての当局の説明を求めます。

生山人事課長。

○人事課長（生山 勝君） 人事課の生山です。よろしくお願いいたします。

議案集は5ページ、こちらは定例市議会資料1ページになります。

議案第1号 山梨県市町村総合事務組合格約の変更の協議の件でございます。

まず、どうして組合格約の改正を行うかということでございますが、議員の皆様方が加入しております山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合が、本年4月1日から山梨県市町村総合事務組合と統合することになったからであります。

統合の理由といたしましては、山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合が共同処理している議員さんの公務災害補償と山梨県市町村総合事務組合が共同処理しております非常勤職員の公務災害補償は、いずれも地方公務員災害補償法を根拠としており、その補償制度もほぼ同一の内容であることや、また、両組合を一体的に運営することにより、効率的な共同処理ができることから、本年4月1日に統合を行うものであります。

まず、議会資料1ページの新旧対照表に基づきまして、受け入れ側の組合格約の改正内容につきましてご説明申し上げます。

議会資料1ページにありますアンダーラインが引いてある箇所が改正となります。

まず、旧の表の第3条第9号には、非常勤職員の定義に、市町村議会の議員を除くとありますが、新の表では、非常勤職員には市町村議会の議員も新たに対象とすることから、「市町村議会議員を除く」を削ります。

また、旧の表の「災害補償」は、新の表では「災害に対する補償」となります。

次に、旧の表の別表第2の第3条関係におきましては、第3条第5号及び第9号に掲げる事務のうち、第5号事務、これは非常勤職員の退職手当の事務になりますが、この事務のみを行いまして、第9号事務、これは非常勤職員の公務災害の補償事務は行わないとする改正であります。

2ページをお願いいたします。

旧の表におきましては空白であります。新の表では、第9号事務の非常勤職員に係る公

務災害の補償事務につきましては、富士吉田市を新たに加えた30団体で非常勤職員に係る公務災害の補償事務を行う改正であります。

恐れ入りますが、議案集の5ページをお願いいたします。

議案集の5ページ、下から6行目の附則であります。

附則第1項では、施行期日は本年の4月1日から施行するものでございます。

第2項では、次の協議の議案となりますが、本年3月末をもって解散する山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合の一部を承継するものであります。

次の6ページの提案理由でございますが、組合規約を変更する協議につきましては、地方自治法第290条の規定によりまして、構成する団体全ての議会議決が必要となるからであります。

以上で、山梨県市町村総合事務組合規約の変更の協議の件の説明となります。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 確認の意味ですけれども、公務災害の補償については、この規約が変わっても中身は変わらないということによろしいでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○人事課長（生山 勝君） はい、そのとおりでございます。

これで議員さんの公務災害の組合が解散されても、市町村総合事務組合が事務を引き継ぎますので、何ら補償に関しては遜色がございません。

また、負担金につきましても、かえって市町村総合事務組合に加入することによりまして、安くなります。従来の単独の議員さんの組合よりは安くなります。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） どのくらい安くなるんでしょうかね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○人事課長（生山 勝君） 平成26年度で納めました議員さん22名分で、4万4,000円であり

ました。1人当たり2,000円で4万4,000円、平成26年度に納めました。新年度は、市町村総合事務組合に加入することによりまして、22名分で9,900円、1人当たり450円と安くなります。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） ほかにありますか。

山本委員。

○委員（山本今朝雄君） 1点教えてください。

この表の1ページ、第3条の9号に、第69条及び第70条の規定による非常勤職員。この非常勤職員というのは、どういう人を指すのでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○人事課長（生山 勝君） これにつきましては、今回、議員さんの市町村議会の議員さん、それからあと臨時職員、嘱託職員、あと教育委員とか、そういう形の中の非常勤の職員という形の規定でございます。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第1号 山梨県市町村総合事務組合規約の変更の協議の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。これより議案第1号 山梨県市町村総合事務組合規約の変更の協議の件を

採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任をお願いします。

次に、議案第2号 山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散の協議の件について審査に入ります。

それでは、当局の説明を求めます。

生山人事課長。

○人事課長（生山 勝君） ありがとうございます。

続きまして、議案集7ページをお願いいたします。

議案第2号 山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散の協議の件であります。

本年4月1日から山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合の事務は、議案第1号のとおり、山梨県市町村総合事務組合に統合されることから、本議案第2号におきまして、本年3月31日をもって解散するものであります。

組合を解散することにつきましては、提案理由にありますとおり、地方自治法第290条の規定によりまして、構成する団体全ての議会議決が必要となるからであります。

以上で、山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散の協議の件の説明となります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明は終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続きまして、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） これ、解散することによって、多分財産とかそういうものがあると思うんですけども、その辺のところの扱いというのはどうなるんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○人事課長（生山 勝君） 財産の扱いにつきましては、次の議案第3号のほうでご協議をさせていただくことになっております。よろしくお願ひいたします。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第2号 山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散の協議の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決いたします。

これより議案第2号 山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散の協議の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任をお願いします。

次に、議案第3号 山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分の協議の件について議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

生山課長。

○人事課長（生山 勝君） ありがとうございます。

続きまして、議案集9ページをお願いいたします。

議案第3号 山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分の協議の件であります。

山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合は、先ほどの議案第2号のとおり、本年3月31日をもって解散するので、本議案第3号におきまして、解散に伴う財産処分につきましては、全て4月1日に事務を継承する山梨県市町村総合事務組合に帰属させるものであります。

解散する組合の財産目録は、次の10ページをお願いいたします。

流動資産といたしまして、現金預金の定期預金227万8,652円を山梨県市町村総合事務組合に帰属させるものであります。

提案理由につきましては、組合の解散に伴う財産処分の協議につきましては、地方自治法第290条の規定により構成する団体全ての議会議決が必要となるからであります。

以上で、山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分の協議の件の説明となります。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） この財産の目録のとおり、流動資産が山梨県の公務災害組合のほうに入るわけですけれども、現在、そうなりますと、全体としての財産はどのくらいになるのかわかりますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○人事課長（生山 勝君） 大変申しわけございません。

全体としての財産がどのくらいになるかという資料は手元にございませぬ。申しわけございませぬ。確認いたします。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第3号 山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分の協議の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第3号 山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分の協議の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

〔「委員長、よろしいですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○人事課長（生山 勝君） すみません。

先ほど樋泉委員さんのご質問で、どのくらい統合になれば財産になるかというご質問でございますが、資料はちょっと古いんですが、平成23年度のときにおきまして、山梨県市町村総合事務組合が保有している基金がございます。その基金が651万8,631円、これが平成23年度のときに市町村総合事務組合が保有していた基金でございます。

一方、市町村議会議員、議員さんの方々の公務災害補償組合が平成23年度当時247万6,890円、これが基金としてございました。その後、2カ年たつ間に約20万ほど減少したということになりますので、これを足せば、約890万ほどの基金になろうかというふうに推測はできます。

ただ、平成23年度の資料ということで大変申しわけございませんが、よろしくお願いたします。

○委員長（三浦進吾君） 次に、議案第24号 甲斐市職員給与条例の一部改正の件について議題といたします。

当局の説明を求めます。

生山課長。

○人事課長（生山 勝君） ありがとうございます。

続きまして、議案集は89ページ、それから議会資料につきましては18ページをお願いいたします。

議案第24号 甲斐市職員給与条例の一部改正の件につきましてご説明申し上げます。

議案集の89ページの給与条例の一部を改正する内容につきましては、議会資料の18、19ページに改正する項目ごとに記載してございますので、議会資料の18、19ページに基づきましてご説明申し上げます。

平成26年度人事院勧告等に伴う甲斐市の給与制度総合的見直しの概要でございます。

まず、1の趣旨でございます。

国家公務員の給与等につきましては、昨年8月に人事院勧告がなされ、山梨県の県職員の給与等につきましても、国の人事院勧告の内容等を踏まえ、昨年10月に県人事委員会から勧告がなされました。

県では、行政職の給料表を平均0.24%引き上げと、期末勤勉手当0.20月の引き上げを昨年の12月議会で行いました。

本市におきましては、昨年11月の臨時議会におきまして、国、県に準じて、4月1日にさかのぼって行政職の給料表を平均0.24%引き上げるとともに、特別給であります勤勉手当も0.15月の引き上げを行いました。ここまでは昨年11月の人事委員会の改正内容でございます。

それ以外に、国、県におきましては、給与制度の総合的見直しを行い、本年4月1日から給料表の引き下げを行うことといたしました。給与制度の見直しを行った理由につきましては、国家公務員の給与は、日本全国の一部の地域におきましては、まだ民間賃金より高い給与となっております。そこで、国家公務員の給料を平均2%引き下げることにより、民間賃金の低い地域と同じ給料水準といたしました。

一方で、地域の民間賃金と国家公務員の給与を比較して、民間賃金が高い地域に勤務する公務員は、地域手当で調整し、地域手当の支給割合の見直しを行い、より実情に即した地域手当の率を支給することになりました。

国や県におきましては、この給料表を引き下げる給与制度の総合的な見直しを本年4月から実施することから、本市におきましても、情勢適応の原則に基づきまして、この3月定例

議会で給与条例等の一部改正を提案させていただき、この4月から実施をするものであります。

それでは、具体的な改定の内容でございます。

まず、月例給についてでございます。行政職の給料表につきましては、平均1.8%の引き下げることとなります。若手職員につきましては、民間賃金と差がないことから引き下げは行いませんが、民間賃金より高い50歳半ばの職員からの給料は、最大4%の引き下げとなります。

また、行政職給料表の5級の係長職と6級の課長職につきましては、それぞれ8号給の増設を行います。

また、行政職と同様に看護・保健職は平均1.7%、技能労務職につきましても、平均1.5%それぞれ引き下げを行います。

また、50歳半ばからは、いずれも高い引き下げ率となります。

次の、給料表の見直しに伴う現給保障についてであります。

本年3月末の給料月額と給料表が引き下がる本年4月1日の給料月額を比較した結果、3月末の給料が高い場合には、その金額を平成27年度から3年間保障することになります。3年間のうち、本年3月末の給料月額を超えた場合は、その時点で保障は終わり、超えた給料が支給されます。

参考までに、この4月の新しい給料月額と3月の給料月額を比較したところ、4月の給料月額が引き下げられる対象職員は215人おり、給料月額が引き下げられれば、年間約1,500万円程度の減額となるところであります。しかし、現給保障の制度があるため、実際は減額とはならず、3月の給料は保障されることとなります。

次の地域手当についてでございます。

地域手当は、民間賃金と公務員給料を比較し、民間賃金が高い場合に支給される手当であります。山梨県では現在、県と甲府市のみが地域手当の支給地域に指定されております。しかし、先ほどの給与制度の総合的見直しにより、地域手当の支給基準が見直されたことによりまして、この4月からは新たに南アルプス市と上野原市がそれぞれ7級地に指定され、3%支給されることになりました。甲府市と南アルプス市に挟まれた甲斐市は、残念ではありますが、支給対象地域には該当しませんので、これまでと同様に支給はいたしません。

次の、管理職員特別勤務手当の見直しについてであります。

これまでは、緊急等に対応するため、週休日や休日、または年末年始に勤務した場合には、

管理職特別勤務手当を支給しておりましたが、この4月からは、平日の午前0時から午前5時までの深夜に災害等に勤務した場合にも手当の支給対象となる改正であります。

支給額につきましては、7級部長職に1万円、6級課長職は8,000円、5級係長職は4,000円であり、金額の回数はありません。なお、本市におきましては、この手当につきましては合併以来、金銭では支給せずに代休により対応しておる状況でございます。

3の施行時期につきましては、本年4月1日からとさせていただきます。

次の20ページをお願いいたします。

給与条例の改正による新旧対照表でございます。

第15条3におきまして、管理職員特別勤務手当が規定されております。第1項から第4項までの改正であります。これらは先ほどの概要で説明いたしました管理職員特別勤務手当を、平日の午前0時から午前5時までに勤務した場合も支給の対象とする改正の新旧対象表でございます。

21ページをお願いいたします。

21ページには、本年4月から実施する給与制度の総合的見直しによる行政職給料表の引き下げの新旧対象表でございます。平均1.3%引き下げる改定であり、アンダーラインが引いてあります給料月額が、引き下げを行う号給となります。

1級の若手職員は民間賃金と比較して差がないことから引き下げを行わず、2級13号給から7級までの全ての給料月額の引き下げとなります。

また、先ほど申しました55歳半ばからは、最大の4%引き下げという形になってまいります。

次に25ページをお願いいたします。

25ページからは、看護・保健職給料表でございます。

こちらのほうにつきましては、平均1.7%に引き下げる給料表の改定となる新旧対象表であります。

30ページをお願いいたします。

本市には、もう1つ技能労務職の給料表がございます。30ページから34ページにかけては、技能労務職の給料表も平均1.5%の引き下げる規則の改正案でございます。35ページから39ページにかけて給料表の新旧対象表となっております。

なお、技能労務職の給料表は、議会議決を必要とする条例ではなく、規則に規定されておりますので、参考として改正案を報告させていただくものでございます。

以上で、議案第24号 甲斐市職員給与条例の一部改正の件につきましての説明となります。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより、説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 再度確認なのですが、行政職については平均1.8%の減、50歳以上は最大4%の引き下げ、以下、看護・保健職1.7、技能労務職1.5ということで減額されるということですが、この給与の減額対象、先ほど言いましたけれども、全体としては行政職215名と。それぞれの行政職、看護・保健職、技能労務職も含めての合計なのか、それとも行政職だけなのか。同時にまた、それぞれの減額の額、お願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○人事課長（生山 勝君） 本市では、先ほど申しました行政職、また看護・保健職、技能労務職がございます。

その中で現給保障の対象となる職員が、215人は全職種でございます。甲斐市職員全部の中で215人が現給保障の対象になると。また、仮にこれが実施をされれば、平均で約1,500万の減額となるというところでございますが、現給保障されることから、この減額はされないというところであります。

また、個別の行政職、また看護・保健職、技能労務職につきましては、しばらくお待ちください。

○委員長（三浦進吾君） 休憩いたします。

休憩 午前 9時58分

再開 午前10時00分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開いたします。

当局の答弁は後で報告ということで、樋泉委員、よろしく申し上げます。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） この3つの職種の職員の減額は、4月1日から減額されるということですね。

その辺の確認を、もう1回。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○人事課長（生山 勝君） 給料表自体は引き下がるわけなんですけれども、3月31日の給料と引き下げられた4月1日の給料を比較して、3月31日の給料が高い方につきましては現給保障ということで、その給料は高いほうが保障されますので、実際には減額とはなりません。

3月31日の給料がございます。4月1日引き下げられた給料がございます。それを比較して、3月31日の給料が高い場合につきましては、その給料が支給されます。ですから減額とはなりません。

○委員長（三浦進吾君） いいですか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 減額されるのはどういう方ですか、もう一度。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○人事課長（生山 勝君） 3月31日の給料が、いわゆるこの給料表が減額される前の給料表が適用されております。4月1日からは、いわゆる平均1.8%引き下げられた行政職の給料が適用されます。そうすると、3月31日で高い給料表が適用されておりますから、そちらの給料表と4月1日支給される給料を比較した場合、3月31日が高い方につきましては、そちらの給料が支給されますということで、実際減額をされない、3月31日の現給が保障されるということがございます。ですから、下がる方はいらっしゃらないということであり、対象者215人ですね。215人の方につきましては、その方々は保障されますから下がらないと、3月31日の給料は保障されるということがございます。それ以外の方につきましては、4月のほうの給料が高くなりますから、上がるということがございます。期間は3年間の現給保障ということになります。

○委員長（三浦進吾君） わかりましたか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） そうすると、3月31日の給料と比較した場合に、それが保障される

ということは、この1.8、1.7、1.5の減額というのは、どこから出てきたんですか。どういふふうに影響するんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○人事課長（生山 勝君） 3月31日の給料表はございます。その給料表が、今度は4月1日からは、行政職で1.8%下げます。その下げるのは、いわゆる国家公務員においては、日本全国の中を見たときに、まだ民間の給料より高いから、国では2%下げることによって、全体の、いわゆる日本全国の低い民間賃金と同じレベルになります。甲斐市は1.8%下げることによりまして、そこと並ぶと。そして、今度4月1日からは、その低くなった給料表が適用されるわけですけれども、3月31日の給料表はまだ高いわけです。そうすると、比較した場合、高い給料の方々が支給されます。そうすると、その間はその差額が、いわゆる保障という形の中で支給されますから、3月31日の給料と4月1日を比較した場合、3月31日の給料が高い方につきましては、その給料は3年間保障される現給保障ということになります。

ですから、若手の方々につきましては、先ほど言いました給料表は上がる方がいます。その方々は、若手の方々につきましては、当然、4月1日は昇級とかありますから、上がりますから、新しい給料表の中で適用になるということという形になります。よろしいでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） また3年後はまた変わるというわけですね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○人事課長（生山 勝君） 甲斐市は昇給時期が4月1日ですから、この4月1日に比較した場合、先ほどの説明でちょっとお話しいたしましたが、現給保障の対象となる方は全員で215人です。

また、来年の4月1日になったときに、また昇給で上がりますから、そこを比較した場合、いわゆる今度は、ことしの3月31日の給料と来年4月1日給料を比較して、まだことしの3月31日の給料が高い場合につきましては、その給料が2年目に保障されると。

逆に、来年4月1日、今度は逆転した場合、高くなった場合につきましては、今度は来年の4月1日の給料から高い給料が支給されるということで、それを3年間比較していくとい

うことでございます。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔「委員長、もう1つ」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 地域手当についてでありますけれども、当市はその対象になっていないという、その対象になっていない中身について教えてください。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○人事課長（生山 勝君） 地域手当につきましては、先ほどの中でちょっとお話をさせていただきましたが、いわゆる民間賃金が高い地域につきましては、その地域手当で調整しているということでございます。

今回、地域手当の指定基準が見直されました。1つの見直しにつきましては、まずは賃金指数というものがございます。平均の平成15年から24年の10カ年間の平均賃金指数が93以上というところが新たに対象地域になりました。南アルプス市は、このところで93以上になりましたので、新たな対象となりまして、7級地の3%が支給されることになりました。

もう1つの見直しでございますが、いわゆるパーセントリップ、いわゆる通勤者率ということで、上野原市につきましては、いわゆる企業に従事している方の50%以上が、いわゆる東京に勤めているということ、いわゆる50%以上東京とか、そういう大都市圏等に勤める方がいらっしゃる場合につきましては、パーセントリップ市ということの中で、7級地3%が支給されることとなります。上野原市はこれに該当いたしました。

甲斐市は、先ほど言いました、賃金指数につきましても93以上になりませんでした。また、パーセントリップ率で、甲府市への通勤率も50%以上というのもなりませんでした。そのような形の中で、指定地域の対象にならなかったということでございます。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 先ほどの説明の中で、50歳以上の適用についてはふえないと、最大4%引き下げということを行ったんだけど、もう基本的に50歳以上の人の給料というのはふえないという認識でいいんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○人事課長（生山 勝君） それでは、こちらの定例市議会資料の23ページをお願いいたします。

その中で、右側の2列目に77という号給がありまして、一番右42万3,000円と書いてございます。一番右の欄の42万3,000円、一番右から2列目のところが42万3,000円。これが、7級の77号では42万3,000円支給されますが、今回4月1日からは、その左側のほうを見ていただきますと、7級77号が対応するのが40万5,900円、この金額になります。そういたしますと、1万7,100円いわゆる下がります。ただし、これは下がりますけれども、先ほど言いました現給保障がありますから、42万3,000円は支給されるという形になります。

ですから、50歳代、特に50歳代半ばからにつきましては、もう昇給自体がストップをされてしまうと。特に減額になる率が多いので、3年間では、もしかしたら追いつかないかもわからないという形になるかと思えます。ですから、一番多い減額という形になるかと思えます。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） そうすると、これが今、将来的には40万7,900円になるということと、ということですか。

例えば、3年間の間は、これ42万3,000円保障されるわけですね。その後、この77号の人たちは、これに下がるということですか、3年後には。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○人事課長（生山 勝君） この給料表の左の新しいほうにつきましては、これは毎年人事院勧告がございますから、今度左の新しい表自体が、また見直しがかかってまいります。そういたしますと、いわゆる景気がよくなれば、左の新しい表自体が、今度は2%の改定率が上がってくれば、この右側の給料を越す可能性も出てきます。ただ現状の中では、ちょっと減額

率が大きいので厳しいのかなという見方はしております。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第24号 甲斐市職員給与条例の一部改正の件について、順次討論、採決を行います。

ちょっと待ってください。

当局から、先ほどのご説明がございます。

生山課長。

○人事課長（生山 勝君） 大変答弁がおくれて申しわけございません。

先ほど樋泉委員さんの、各職種ごとの対象人数と、それから減額というところのことにつきまして説明させていただきます。

まず、一般行政職につきましては、減額保障の対象となる方が193人。それで実際に減額になるとすれば、約1,450万ほど減額になると。しかし、現給保障がありますから、この減額はないということがございます。

それから、看護・保健職につきましては、対象人員が12人。それが実際に減額がされたとすれば、21万9,000円ほど。

それから最後、技能労務職につきましては、10人の方が対象となるということで、実際に減額がされたとすれば、29万9,000円ほどの減額になるという形でございます。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですね。

○人事課長（生山 勝君） はい、よろしく申し上げます。

○委員長（三浦進吾君） それでは、先ほどの、これより本委員会に付託されました議案第24号 甲斐市職員給与条例の一部改正の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 22番、樋泉でございます。

今回の人事院勧告に伴う甲斐市の給与制度の総合的見直しの件でございますが、いろいろ説明がありまして、結局、3年間はある程度猶予されますけれども、いつ減額されるかとい

うことになる、そういう可能性というのはあるわけですね。そういう点で、職員の給与をこれ以上、やっぱり引き下げる条例、これについては、今の円安による物価高、あるいは消費税による物価高、こういう状況が3月、4月一斉に始まるという状況の中で、1つはやはり職員のこの生活の苦しさということを考えたとき、そしてまた個人消費、これがやはり地域の活性化につながるということでもありますので、こういう条例は、やはり見直しをしてもらいたくないなど、こんなふうに考えます。

以上で、この条例には反対をいたします。

○委員長（三浦進吾君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、これで討論を終わります。

それでは、これより議案第24号 甲斐市職員給与条例の一部改正の件を採決します。

本案は、起立により採決します。

本案に賛成の方のご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長（三浦進吾君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任をお願いします。

続きまして、議案第20号 甲斐市行政手続条例の一部改正の件について、当局の説明を求めます。

長田課長。

○総務課長（長田 治君） 総務課ですが、よろしく願いいたします。

議案第20号 甲斐市行政手続条例の一部改正の件につきましてご説明させていただきます。

議案集につきましては、79ページに改正文があります。市議会資料につきましては、10ページに新旧対照表があります。議案79ページ、資料は10ページをお願いいたします。

まず、本議案の提案理由につきましては、恐れ入ります、議案81ページをごらんください。

議案81ページに提案理由がありましてご参照いただきたいのですが、行政手続法の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行う必要が

あることによるものでございます。

左のページ80ページの下にあります附則のとおり、平成27年4月1日の施行でお願いいたします。

まず、行政手続条例の概要につきまして、改めて口頭でご説明させていただきます。

ポイントは、行政上の手続、主に許認可等にかかわる申請、また、いわゆる行政指導についての一般的な規定であるということです。

目的等につきましては、新旧対照表の1条にもありますが、公正の確保や透明性の向上にあります。

現在の条例におきまして、骨子とする内容を申し上げます。

市が、ある条例などによりまして、申請に基づき許認可をするかどうかを判断する場合、審査基準を定めるものとすることや、申請に対する処分をするまでに、標準的な期間を定めること。また、申請者にとって不利益処分となる場合の対応、また、行政指導については、相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならないことなどを規定しまして、現在の市民の皆様のご感覚、また、行政事務において普遍的な認識となりつつあることを内容とする条例でございます。

平成8年に旧3町で制定されまして現在に至っておりますが、目的である行政手続の公正の確保や、透明性の向上という面において、意識改革に資する条例ということが言えるのではないかと考えております。

なお、一般規定を内容としておりますので、日常の事務につきまして、この条例を適用して個々の事務を進めるという状況にはありません。不利益処分の規定があり、その対応等を条例中に定めておりますが、手続を進めた事例はありませんので申し添えさせていただきます。

改正内容につきましては大きく2つに分けてご説明したいと思いますが、1つは、国の行政手続法の改正に準じた新たな制度の創設と、もう1つは、箇所が多数でありますけれども、主に字句の改正の2つでございます。

新たな制度の創設につきましては、より公正の確保、透明性の向上を図るために追加するもので、3項目あります。説明につきましては、新旧対照表の途中となりますが、議会資料14ページをお開きください。14ページをお願いしたいと思います。

まず、14ページの左の列、新の第33条の2項でございます。第33条の2項で、行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限、または許認

可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。以下、1号から3号を加えます。

行政指導の方式にかかわる条文に、行政指導の根拠となる法令の条項などを示さなければならないとする規定を追加するものです。

次に、15ページの新しい欄、第34条の2としまして、行政指導の中止等の求めについて条項を追加します。

第34条の2、法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思慮するときは、当該行政指導をした市の機関に対しその旨を申し出て、当該行政指導の中止、その他必要な措置をとることを求めることができることを内容としまして、2項で第1項の規定による申し出があったときは必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止、その他必要な措置をとらなければならないとするという内容でございます。

次に、同じ15ページの新しい欄の下のほうに、第4章の2、処分等の求め、第34条の3の追加があります。

第34条の3は、小見出しのとおり、処分等の求めについての内容であります。何人も法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導がされないと思慮するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対しその旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができると追加し、恐れ入ります、16ページをお願いします。2項で申出書を提出すること、3項で当該行政庁又は市の機関は、申し出があったときは必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならないとすることとします。いわゆる行政の不作为につきましての対応を求める内容でございます。

以上、追加条項につきましては、国の行政手続法に準拠し、内容としましては、行政手続制度の運用をより丁寧に規定することで、公正の確保、透明性の向上をより推進するものであります。

なお、資料10ページから新旧対照表で説明しなかった内容としましては、10ページの目次中に第4章の2を追加するとか、引用条項の改正、名宛人の字句訂正などがございます。

以上で、議案第20号 甲斐市行政手続条例の一部改正の件の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 先ほど3つくらい行政指導の方針から始まって出ておりますが、行政指導に携わる者については、当局としては、どういう方がなさるんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田総務課長。

○総務課長（長田 治君） 一般論で申し上げれば、所管の職員だと言えらると思います。所管の業務の所管の職員ということが言えらると思います。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですね。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） この行政指導の中止を求めらるという、例えば、行政指導の中止を求めらるようなそういう行為というのは、どういうときに対象になるんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○総務課長（長田 治君） お答え申し上げます。

総務課の事例で申し上げますれば一番よろしいんですけれども、私も環境課の経験がありますので、ちょっとまちづくり条例の関係で、例えば、野焼き等の指導の場合、ある方から、市民の方から、例えば、農地におきまして煙が出てらるというような通報があった場合、当然、実態的な処分ではありませんけれども、なるべく控えてください。すみません、野焼きにつきましては、農地については違法ではないんです、廃棄物処理法によりまして。その場合、口頭で迷惑がかかるからおやめくださいというようなことを、いわゆる行政指導的に申し上げる場合があります。

ただ、その農地において、燃やしてらる方につきましては、違法ではありませんから、特に迷惑がかからないうちであれば、そういうことは行政指導の内容ではないですかという中止を求めらるることができるというのが1つの事例になるのではないかなと思っております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第20号 甲斐市行政手続条例の一部改正の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第20号 甲斐市行政手続条例の一部改正の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任をお願いします。

暫時休憩とし、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時26分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開いたします。

それでは審査に入ります。

議案第27号 甲斐市地域審議会条例の廃止の件について、当局の説明を求めます。

内藤秘書政策課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 改めておはようございます。

それでは、秘書政策課からご説明を申し上げます。

議案の103ページをごらんいただきたいと思います。

議案第27号 甲斐市地域審議会条例の廃止の件についてでございます。

これにつきましては、これまで本委員会でもお話をさせていただいたこともありますが、甲斐市地域審議会条例における審議会の設置期間が平成27年3月31日までとなっておりますので、今回の期間の満了に伴い、本条例を廃止させていただくものであります。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） この審議会条例を廃止することによるメリット、デメリットはどういうものがありますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） まず、この審議会の設置につきましては、市町村の合併の特例に関する法律におきまして、期間を定めて置くことができるというふうな形でできております。合併について、合併した旧市町村の意見も最大限に合併のときに反映させるようにということで設置したものでございまして、それぞれで期間を定め、今回は27年3月ということで定めて、甲斐市でも設置しているところでございます。

これまで、審議会の役割といたしましては、新市建設計画に対して、市長の諮問に応じて答申するというような役割を果たしてきまして、まちづくりについてさまざまな意見をいただいたところでありますが、10年たちまして、期間満了で、今後は市一つずつ一体化して、さまざまな意見をお聞きしたり、まちづくりを進めていくという意味で、一つの役割を終えたのではないかというふうに考えております。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続きまして、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 合併という中でこれ10年間ということなんですけれども、地域の今までやってきた内容と、それから、これから旧町という形の中で、これにかわる組織というか、かわるものって今何かあるんですかというか、考え方として、地域の問題をみんなで考えていくというふうなことの位置づけというか、そういうまちづくり基本条例ができたかからその辺になるのかなと思うので、その辺の考え方というのは、廃止をしてその次につないでいくものは。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 新市建設計画につきましては、その後つくられた第1次の総合計画のほうに事業的には反映されておまして、それに基づいてまちづくりを進めてきたところでございます。

地域審議会につきましても、これまで10年間開催されておりますが、毎回、まちづくりについて状況を説明していることが実施してきたところでございまして、市としては、諮問等を行うのは一度、昨年度の特例債の期限5年延長の関係がありましたが、それについて諮問答申だけでございます。

来年度は、今回ありますが、第2次の総合計画をつくる上で、総合計画の審議委員さんを設定しまして、それでまちづくりについてのお話をいろいろ審議していただいたり、もちろん昨年、議員さんがおっしゃったように、まちづくり基本条例ができましたので、その中で市民との協働ということでまちづくりを進めるということで取り組むことになっておりますので、さらにそういう対話集会とか、今回もアンケートをやりましたが、いろいろな機会で市民の皆さんの声を聞いていきたいと考えております。

○委員長（三浦進吾君） いいですか。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第27号 甲斐市地域審議会条例の廃止の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

これより議案第27号 甲斐市地域審議会条例の廃止の件を採決いたします。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。  
なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任をお願いします。  
暫時休憩とし、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時43分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

議案第4号 南アルプス市外二市一町指導主事共同設置規約の変更の協議の件についてを  
議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

長田課長。

○教育総務課長（長田 隆君） 改めまして、おはようございます。

本日は大変ご苦勞さまでございます。

それでは、教育総務課から、議案第4号 南アルプス市外二市一町指導主事共同設置規約  
の変更の協議の件につきまして説明申し上げます。

定例議会の議案書の目次を開いていただけますでしょうか。

この議案につきましては、教育委員会制度の改正に伴いまして、一連の関係例規の整備の  
一環でございます。

関連する議案につきましては、議案第12号、あと議案13号、目次を開いていただきまし  
て議案の19号、21号、22号、23号、28号まで、条例の制定が2件、改正4件、廃止1件の  
ご審議をお願いするものでございます。

個別の議案の説明につきましては、それぞれの所管課のほうから説明をさせていただきます

す。なお、これらの議案の附則の中で共通するものとしたしまして、施行期日につきましては、平成27年4月1日であります。

また、経過措置としまして、現行の教育長の任期に限りまして、現行法の効力が継続いたしますので、現行の教育長が退任するまで、4月以降現行のまま教育委員会が継続する旨の規定が附則の中で書かれてございます。

初めに、教育委員会制度等の改正に伴います関係例規の整備につきまして、若干ご説明をさせていただきます。

議会資料の44ページ、45ページをお開きをいただきたいと思います。

1、地方教育行政法の改正であります。平成23年大津市の事案が契機となりまして、地方教育行政法の改正が昨年6月に行われました。

2、法改正の要点、概要であります。3点ございます。

1点目といたしまして、新教育長の任命は教育委員長と教育長が一本化した任期3年の新教育長が置かれます。2点目といたしまして、教育大綱の策定であります。教育行政における地域住民の意向をより一層反映させる観点から、首長と教育委員会で構成します総合教育会議で十分協議調整を尽くすこととなります。3点目といたしまして、総合教育会議の設置であります。首長と教育委員会で構成する総合教育会議を設けまして、市長の教育行政に果たす責任や役割を明確にするところでございます。

それでは、議案書の11ページ、あと議会資料の3ページをお開き願います。

南アルプス市外二市一町指導主事共同設置規約を変更するに伴いまして、地方自治法252条の規定に基づきまして、議会の議決を得る必要があるものでございます。

規約の変更内容につきましては、改正法の引用条文の繰り上げに伴いまして、第19条を第18条に改めるものでございます。

引用条文につきましては、都道府県に置かれる教育委員会の事務局に指導主事、事務職員及び技術職員を置くほか、所要の職員を置くとの本文のほか、第2項から第9項までの条文構成となっております。

なお、構成市町の南アルプス市、中央市、昭和町におきましても同じ内容で3月定例会に上程をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 県費の負担の教職員職を中北の事務所に指導主事として充てるということですが、そうなった場合に、従来の教職員の仕事との関係ですが、どんなふうに変わるのか教えてください。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田教育総務課長。

○教育総務課長（長田 隆君） この先生方は、学校に籍を置いて中北教育事務所のほうで指導主事の仕事をなさるということですので、学校の仕事はしてございません。授業等は受け持っておりませんので、あくまで指導主事としての職務を中北の教育事務所で果たしているという状況でございます。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 待遇についても変わらないんですね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○教育総務課長（長田 隆君） あくまで県費職員でございますので、給与等につきましては県のほう、学校のほうから続いて出るということでございます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） 今該当するこの南アルプス市と甲斐市、昭和町、それ以外のところも当然皆見直しその他がやられることになると思うんだけど、私はこれちょっとよくわからないので、どういう組み合わせが、どういうふうになっていて、うちが2市1町の中になっているのか、ちょっと教えていただけますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○教育総務課長（長田 隆君） 合併前の郡市ごとに教育事務所というのは置かれておりまし

て、峡中教育事務所というのが今の中北教育事務所ということに再編をされまして、県下に幾つか教育事務所がございます。その中に指導主事の先生方がいらっしゃるということになります。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第4号 南アルプス市外二市一町指導主事共同設置規約の変更の協議の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第4号 南アルプス市外二市一町指導主事共同設置規約の変更の協議の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） それでは、ご異議がございますので、起立により採決を行います。

本案に賛成の方のご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長（三浦進吾君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

続きまして、議案第12号 甲斐市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定の件について、議案の当局の説明を求めます。

長田課長。

○教育総務課長（長田 隆君） 続きまして、議案書の45ページ、議会資料46ページをお開き願います。

議案第12号 甲斐市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定の件であります。旧教育長は一般職の職員と同じく地方公務員法の職務専念義務が適用されていまし

たが、新教育長は特別職であるため地方公務員法の適用から外れ、改正法の第11条第5項に定める職務専念義務の規定が適用されます。このことから職務専念の免除については、一般職の条例とは根拠法令が異なるため、新たに条例を制定する必要がございます。

条例の内容につきましては、甲斐市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例と同様でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 本市の場合の新教育長への任命については、現在の教育長はそのまま職務を遂行されるということで、新教育長という職ではないということでもいいですね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○教育総務課長（長田 隆君） 現在のところ、新教育長ではございません。現行の教育長でございます。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですね。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続きまして、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第12号 甲斐市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 22番、樋泉でございます。

議案第12号 甲斐市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定の件の反対討論を行います。

本条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年4月から施行されます。それに伴う教育長の職務権限に対する条例の制定であります。教育長が在職する場合は、この条例の規定外とするものでありますけれども、やがては地方教育行政改正法に適用になり、教育委員長をなくし新教育長が責任者となります。任命は市長に権限が移行されます。また、総合教育会議の設置、大綱の制定も市長の権限になります。

本来教育委員会は、教育の地方自治、市長からの独立性、教育についての多様の民意の反映を眼目とし、住民を代表する組織として発足したものであります。教育委員会が国民から期待される役割を発揮でき、教育委員が保護者、子供、教職員、住民の不満や要求を把握し、自治体の教育施設をチェックし、改善すること、教育への見識や専門性を持つ人物の確保、憲法と子供の教育、子供の権利条約の立場で行政を行うことで教育委員会を活性化させることこそが求められるものであります。こうした本来の教育委員会のあり方を覆すような条例改正は納得できません。

以上、反対討論といたします。

○委員長（三浦進吾君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第12号 甲斐市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定の件を採決いたします。

本案は、起立により採決いたします。

本案に賛成の方のご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長（三浦進吾君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任をお願いします。

次に、議案第13号 甲斐市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定の件

について、当局から説明を求めます。

長田課長。

○教育総務課長（長田 隆君） 続きまして、議案書の47ページをお開き願います。

議案第13号 甲斐市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定の件であります。旧教育長の職は廃止をされ、新教育長は特別職の常勤職員となりまして、教育公務員特例法の適用を受けることなくなったことによりまして、同法の規定により制定されました。この後提案をさせていただきますが、甲斐市教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例は廃止することとなります。

新教育長は、改正法第11条第4項の規定により、常勤とされました。同条第5項の規定によりまして、職務専念義務が課せられたため、新たに勤務時間、その他の勤務条件について条例を制定する必要があります。

内容につきましては、廃止いたします甲斐市教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例のうち、勤務時間、その他の勤務条件に関する部分を規定部分として同様に載せてございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第13号 甲斐市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第13号 甲斐市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[発言する者あり]

○委員長（三浦進吾君） ご異議がございますので、起立により採決をしたいと思います。

本案に賛成の方のご起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（三浦進吾君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任をお願いします。

議案第19号 甲斐市議会委員会条例の一部改正の件を議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

中村事務局長。

○議会事務局長兼監査委員事務局長（中村宗和君） ご苦労さまでございます。

それでは、議会事務局から甲斐市議会委員会条例の一部を改正する条例の概要について説明させていただきますので、議案集の77ページをお開き願います。

甲斐市議会委員会条例の一部を改正する条例の提案理由でございますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、甲斐市議会委員会条例についても改正する必要が生じました。

改正の内容につきましては、議会資料の新旧対照表により説明させていただきますので、議会資料47ページをお開き願います。

甲斐市議会委員会条例第21条の規定により、委員会は審査又は調査のため市長、教育委員会の委員長等に説明のため職員の出席要請を行っておりますが、先ほどお話ししたとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして、教育委員会の委員長にかわって教育委員会の教育長に説明のため職員の出席要請を行うものでございます。

また、議案書の77ページに戻っていただけますか。

附則でございますけれども、施行期日につきましては、平成27年4月1日から施行いたします。

経過措置につきましては、教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この条例による改正後の規定は適用せず、改正前の規定を適用いたします。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 質疑なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第19号 甲斐市議会委員会条例の一部改正の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第19号 甲斐市議会委員会条例の一部改正の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任をお願いします。

次に、議案第21号 甲斐市特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件を議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

長田総務課長。

○総務課長（長田 治君） 議案第21号につきましては、総務課で説明をさせていただきます。

す。よろしくお願ひいたします。

議案第21号 甲斐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件についてでございますが、議案集につきましては83ページをお開きください。議会資料につきましては、48、49ページに新旧対照表がございます。

まず、提案理由につきまして、議案集84ページをごらんください。

本議案の提案理由であります。後ほど説明いたします指定病院等の不在者投票における外部立会人の追加の関係では、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行に伴い、不在者投票における公正な実施を確保するため所要の改正を行う必要があるものでございます。

また、教育委員会委員長報酬の改正については、先ほどからの説明のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、改正を行う必要があるものでございます。

なお、施行日ですが、同じページの中段の附則にありますとおり、平成27年4月1日からの施行をお願いします。

ただし、2項に経過措置として、2行目の後半部分にありますとおり、教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この条例による改正後の規定は適用せず、改正前の条例別表の教育委員会に係る規定は、なおその効力を有するとの内容があることをお含みいただきたいと存じます。

改正内容の説明につきましては、議会資料の48、49ページでご説明いたしますのでお開きください。

48ページが新でございまして、49ページが旧となります。

49ページの旧の1、教育委員会には委員長年額30万円とありますが、48ページの新の1、教育委員会からは削除されております。同じ資料の、先ほどの長田課長のほうで説明しました44ページで再確認をいただきたいのでございますが、2の法改正の要点概要の(1)新教育長の任命にありますとおり、新教育長は一本化され、新教育長を置くため規定から削除し、先ほどの附則で触れました内容は、44ページの3つ目の②にありますとおり、経過措置によりまして、現行の教育長が退任するまでは現体制が継続するという内容でございます。

以上が、教育委員会の関係で、再度資料の48、49ページにお戻りいただきまして、49ページの旧の14、選挙立会人と、15、附属機関の構成員及びその他の非常勤職員の間をごらんいただきたいと思ひます。空欄となっておりますが、ここに48ページの新に記載しまし

たとおり、改正内容としまして、15、指定病院等の不在者投票における外部立会人を追加し、報酬の額は法第13条の2第2項に掲げる額以内で、立ち会い時間に応じて選挙管理委員会が市長と協議して定める額とするものでございます。

背景としましては、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法の一部を改正する法律によりまして、不在者投票の公正な実施確保の努力義務が設けられたところであります。国選や県の選挙では、山梨県選挙管理委員会の委託により不在者投票を行うため、県の選管が経費を支払っておりますが、市の単独選挙の場合は根拠規定がないため、今回、この規定の追加をお願いするものでございます。

なお、報酬額につきましては、法第13条の2第2項に掲げる額以内は、派遣時間としてまして1日につき1万700円でありまして、立ち会い時間に応じて選挙管理委員会が市長と協議して定める額とは、1日につき1万700円を時間で除した金額とし、1時間以内の場合は1,259円、2時間以内は2,518円というような区分で定める予定です。

直近の山梨県知事選挙、衆議院議員総選挙の事例を当てはめてみましたところ、派遣時間は1時間以内が大部分でありまして、2時間30分という事例もありましたが、1回の選挙につきまして、全体で1万円ほどの報酬額となる見込みでございます。

以上で、議案第21号 甲斐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件につきましての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第21号 甲斐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第21号 甲斐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（三浦進吾君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

次に、議案第22号 甲斐市特別職報酬等審議会条例の一部改正の件を議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

生山人事課長。

○人事課長（生山 勝君） 引き続き人事課からお願いいたします。

議案集の85ページをお願いいたします。

議案第22号 甲斐市特別職報酬等審議会条例の一部改正の件につきましてご説明申し上げます。

議会資料の50ページに基づきましてご説明いたします。議会資料の50ページをお願いいたします。

先ほど、教育総務課から説明がありましたとおり、昨年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、本年4月から施行されることになりました。

現行の教育長は、議会の同意を必要とする教育委員としての特別職と教育委員会が任命する一般職の双方の身分を有しますが、この法律改正によりまして、新たな教育長は市長、副市長と同様に特別職の身分のみを有することになります。それに基づきまして、旧の表の第2条第3号では、市長、副市長の給料の額について特別職報酬等審議会の意見を聞く規定がありますが、新の表におきましては、教育長の給料の額につきましても審議会の意見を聞くものとする改正でございます。なお、施行日につきましては、本年4月1日からとなります。

以上で、議案第22号 甲斐市特別職報酬等審議会条例の一部改正の件につきましての説明となります。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 確認の意味ですが、4月1日からは市長、副市長、教育長の給与の額、変更がございますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○人事課長（生山 勝君） その件につきましては、次の議案第23号関係にも関係いたしますが、市長、副市長、教育長の給料の月額を改定する場合につきましては、議会の議案として提出する必要があります。今回はそれを提出してございませんので、改正はございません。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第22号 甲斐市特別職報酬等審議会条例の一部改正の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

これより議案第22号 甲斐市特別職報酬等審議会条例の一部改正の件を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任をお願いします。

次に、議案第23号 甲斐市の市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正の件を議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

生山課長。

○人事課長（生山 勝君） ありがとうございます。

続きまして、議案集の87ページをお願いいたします。

議案第23号 甲斐市の市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正の件につきましてご説明申し上げます。

議会資料の51ページに基づきまして説明させていただきます。

議案第22号と同様に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によりまして、新たな教育長は、市長、副市長と同様に特別職の身分のみを有することから、旧の表の第1条では、市長、副市長についてのみの規定であります。新の表におきましては教育長を加える改正であります。

同様に、旧の表の第3条第1号では市長、第2号では副市長の給料月額を規定した条文に、新の表では、新たに第3号といたしまして教育長の給料月額56万円を加える改正でございます。なお、この56万円につきましては、現行の給料と変わりはありません。執行日は本年4月1日からとなります。なお、経過措置等につきましても定めてございます。

以上で議案第23号 甲斐市の市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正の件につきましての説明となります。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第23号 甲斐市の市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第23号 甲斐市の市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（三浦進吾君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任をお願いします。

続きまして、議案第28号 甲斐市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止の件を議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

長田教育総務課長。

○教育総務課長（長田 隆君） 一連の教育委員会制度等の改正に伴います関係例規の整備の最後となります。

議案第28号 甲斐市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止の件について説明をさせていただきます。

議案書の105ページをお開き願います。

旧教育長の職は廃止をされ、新教育長は特別職の常勤職員となり、教育公務員特例法の適用を受けなくなることに伴いまして、同法の規定により制定されましたこの条例を廃止する必要がございます。なお、教育長の給与等の規定につきましては、議案第23号 甲斐市の市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正の件にて追加をしてございます。

また、教育長の勤務時間等の規定につきましては、議案第13号 甲斐市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定において定めてございます。

なお、例規等の整備でございますが、関連いたします例規、規則、新旧対照表につきまし

ては、議会資料の52ページから72ページに載せてございますのでご高覧いただきたいと思います。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第28号 甲斐市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第28号 甲斐市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ご異議がありますので、起立により採決をしたいと思います。

それでは、本案に賛成の方のご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長（三浦進吾君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任をお願いします。

暫時休憩とし、職員の入替えを行います。

休憩 午前 11時25分

再開 午前 11時28分

○委員長（三浦進吾君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、分割付託されました議案第5号 平成26年度甲斐市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

審査に入る前にお諮りします。補正予算の内容に、ある程度まとめて説明を受け質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） それでは、そのようにいたします。

なお、審査は、初めに歳出について審査し、続いて歳入の審査を行います。

委員の発言は、一問一答方式で簡明にお願いします。

まず、歳出から説明を受け、審査を行います。

最初に、第1款第1項議会費について事務局の説明を求めます。

中村議会事務局長。

○議会事務局長兼監査委員事務局長（中村宗和君） お疲れさまでございます。

それでは、議会事務局関係の補正予算について説明させていただきますので、補正予算説明書の14、15ページの一番上をごらんください。

1款議会費、1項議会費、1目議会費325万6,000円の減額補正でございます。

内容は、010議員報酬325万6,000円の減額であり、詳細につきましては、議員報酬37万7,000円の減額。これにつきましては、昨年1月20日、藤田議員さんのご逝去に伴い、4月分が21名の支給となったこと。また、5月の臨時議会までの間、正・副議長が不在であったための不用額の合計でございます。

次に、職員手当等につきましては、新人議員さん5名分の6月期末手当が満額支給ではなく、30%支給となっておりますので、その減額分でございます。

次に、共済費につきましては、4月1日現在の実議員数で納付するため、1人少ない21人で年間分の議員共済会負担金を納付いたしましたので、221万8,000円の不用額が生じたところでございます。

以上、合わせて325万6,000円の減額補正となっております。よろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、第1款議会費、第1項議会費の審査を終了いたします。

次に、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費のうち人事課所管の第1目一般管理費について説明を求めます。

生山人事課長。

○人事課長（生山 勝君） 人事課から、補正予算のご説明を申し上げます。

お手元の補正予算説明書14、15ページにあります2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費であります。

人事課といたしましては、92万6,000円の減額補正をお願いするところであります。

内訳といたしまして、13節におきまして、まず、003人事管理事業におきましては、146万4,000円の減額を行います。

本年10月から共済年金は厚生年金に統一されることから、地方公務員共済保険料率の算定が、従来の手当率制から厚生年金が採用しております標準報酬制へ移行するので、人事給与システムの改修経費を、当初予算におきまして計上いたしました。

しかし、メーカーの標準報酬制への移行のパッケージの開発納品がおくれたことにより、契約日が昨年12月25日となり、本年3月末までの契約期間が短くなりました。このことによりまして、委託料が当初予算より146万円少なくなったことから減額補正となります。

次に、004職員福利厚生事業であります。こちらは53万8,000円の増額となります。

毎年実施をしております職員の健康診断の受診希望者が、当初想定していた人数よりもふえる見込みなので、委託料の不足することから増額補正をお願いするところでございます。

人事課が所管いたします補正予算の説明は、以上でございます。よろしくご審議をお願い

いたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで第2款総務費のうち、人事課所管の総務管理費の審査を終了いたします。

次に、第2款総務費、第1項総務管理費、第6目情報管理費及び第2款総務費、第4項選挙費について、一括して説明を求めます。

長田総務課長。

○総務課長（長田 治君） 総務課から3月補正につきましてご説明させていただきます。よろしくお願いたします。

補正予算説明書の14、15ページの中段、2款総務費、1項総務管理費、6目情報管理費につきましては、66万9,000円の財源更正を行うものでございます。

充当財源としまして、国庫支出金を66万9,000円増額し一般財源を減額する内容でございますが、国庫支出金につきましては、歳入の8ページ、9ページに記載されております。8ページ、9ページの中段にあります14款国庫支出金、3項委託金、2目民生費委託金の説明欄にあります年金生活者支援給付金支給準備市町村事務取扱交付金を収入し、情報管理費に充てるものでございます。

この交付金の所管は保険課であります。日本年金機構から提供されるデータについて、指定された所得情報を追加し、日本年金機構に提供する事務にかかわる交付金です。

改めてご説明いたしますが、総務課情報政策係が市役所の電算機器を統括し、各所属の各業務にかかわるシステム改修の契約などを司っておりますので、関係収入を14、15ページの情報管理費に財源充当するケースであります。ご理解をお願いいたします。

次に、同じページで項が移りますが、2款総務費、4項選挙費、3目市議会議員選挙費についてご説明します。

ご承知のとおり、市議会議員選挙は平成26年4月20日が投開票日でありました。執行予算の確定によりまして、補正前の額4,048万4,000円を918万8,000円減額するものでございます。細目事業の区分では、右の説明欄のとおり001市議会議員選挙職員費が、当初予算272万7,000円を85万8,000円減額し、002市議会議員選挙執行事業が当初予算3,775万7,000円を833万円減額するものでございます。

節の補正内訳を説明させていただきます。

職員手当等の90万4,000円の減額は、002市議会議員選挙執行事業の中にも投開票日当日の事務従事者手当を計上しておりますので、この残額と001の85万8,000円を合算した執行残を内容とします。

賃金は、期日前投票の臨時職員賃金、事業費は選挙公報など需用費の印刷代にかかわる執行差金でございます。

16、17ページをごらんください。

役務費71万2,000円の減額の内訳は、郵便料が41万円とほか27万2,000円、読取分類機などの手数料の執行残でございます。委託料の73万7,000円の減額は、ポスター、掲示場管理撤去業務委託などの執行差金です。

負担金補助金及び交付金は649万9,000円の減額で、大きな金額ではありますが、当初予算において計上しました公費負担の経費としまして、各候補者における選挙運動はがき、ポスター作製費、選挙運動自動車の車両代、燃料代等につきまして、27人分の計上をいたしました。この公費負担の関係予算としましては、2,028万円ほどでありましたが、立候補者は24人で3人少なかったこと。また、その交付実績に基づく差額を減額するものでございます。

以上、市議会議員選挙費の説明とさせていただきます。

続いて、4目農業委員会委員選挙費であります。平成26年8月10日を投開票日として、8月3日告示したところ、選挙による委員定数18人に対し立候補者が18人であり、定数を超えなかったため無投票となりました。所要の経費がかかりませんでした。

このため、説明欄をごらんいただきたいと思います。2つの細目について減額する内容がありますが、農業委員会委員選挙職員費は、001農業委員会委員選挙職員費は、当初予算額53万2,000円について42万2,000円の減額、002農業委員会委員選挙執行事業については、当初予算額212万5,000円について181万1,000円の減額とさせていただきますと存じます。合計223万3,000円の減額となります。

支出した経費につきましては、選挙長、立会人の方の報酬、当選証書の購入、入場整理券の印刷代、データ処理委託など42万円ほどでありました。

次に、5目土地改良総代選挙費であります。平成26年4月3日を投開票日として、3月28日告示したところ、選挙すべき総代の30人に対し30人の立候補があり、無投票となりましたので、所要の経費がかかりませんでした。

説明欄をごらんいただきたいと思います。

この選挙予算につきましては、002土地改良区総代選挙執行事業のみの計上でございます。当初予算額74万2,000円につきまして、69万6,000円を減額するものです。支出した経費につきましては、選挙長、立会人の報酬4万5,800円です。

左のページ、財源内訳の諸収入69万6,000円の減額は、歳入の12、13ページとなります。歳入の12、13ページ、20款諸収入、5項雑入、1目雑入の1節総務費雑入の土地改良区総代選挙委託金を支出見込みに合わせたもので、歳入についても減額補正とさせていただいております。

次に、7目県議会議員選挙費につきましては、本年4月3日告示、4月12日投開票日の県議会議員選挙につきまして、補正前の額、当初予算361万9,000円に81万円の増額をお願いするものです。

説明欄にありますとおり、002県議会議員選挙執行事業の委託料についての増額でありまして、ポスター掲示場設置予定箇所数は150カ所であります。この経費の増額補正をお願いするものです。

財源内訳欄のとおり、県支出金81万円を充当いたしますが、この県支出金につきましては、歳入の10ページ、11ページの15款県支出金、3項委託金、1目総務費委託費県議会議員選挙委託金でございます。

16、17ページにお戻りいただきいただきまして、この補正によりまして、26年度分の予算額は442万9,000円となります。参考までに27年度分について申し上げますと、後ほどご確認をお願いしたいと存じますが、当初予算書の66、67ページのとおり、1,665万7,000円を計上しておりまして、県議会議員選挙にかかわる予算合計は2,108万6,000円となります。

以上で、総務課の3月補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、第2款総務費、第1項総務管理費、第6目情報管理及び第2款総務費、第4項選挙費の審査を終了いたします。

次に、第9款消防費、第1項消防費について説明を求めます。

斉藤消防防災対策室長。

○消防防災対策室長（斉藤晴彦君） どうもご苦労さまでございます。

消防防災対策室より3月補正につきまして、ご説明をさせていただきます。

補正予算説明書26、27ページをお願いいたします。

9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費の財源内訳につきまして財源更正をさせていただきます。一般財源を21万4,000円の減額、その他財源、諸収入でございますが、21万4,000円の増額をさせていただくものでございます。

21万4,000円の財源更正につきましては、消防団員等公務員災害補償等共済基金より助成の決定を受けましたので、歳入につきましても、12、13ページでございますけれども、20款諸収入、5項雑入、1目雑入、8節消防費雑入におきまして増額補正を行うものでございます。

また、助成内容につきましては、消防団の夜間の火災、災害時等の出動時に使用できるようLEDのヘッドライトの購入費に充てたものでございます。

以上であります。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、第9款消防費の審査を終了します。

ここで暫時休憩とし、職員の入れかえを行います。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時46分

○委員長（三浦進吾君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、第2款総務費、第1項総務管理費、第9目交通安全防犯対策費及び第12目市民活動費について一括して説明を求めます。

奥野市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（奥野経雄君） お疲れさまでございます。

市民活動支援課の関係でございます。3月の補正内容についてご説明させていただきます。補正予算説明書14、15ページをお願い申し上げます。

14ページ中ほど、総務費、総務管理費、9、交通安全防犯対策費でございます。

まずは、この防犯対策費でございますけれども、210万円の増額をお願いいたしますものでございます。この内容でございますけれども、15ページ、負担金補助及び交付金ということで、防犯対策推進事業ということで、自治会への補助金の増額をお願いするものでございます。

詳細についてでございますが、自治会に対しまして電気料金、修繕費等の補助を例年行っておりますが、それに伴う増額でございます。

まず、電気料金でございますけれども、25年度と比較しまして、防犯灯ばかりではございませんが、十二、三%東京電力の電気料金が上がっております。それに伴う不足分が190万円ほど見込みで生じる予定でございます。あと修繕費のほうでございますけれども、これは当初予算で380万円ほど予算を計上させていただきましたけれども、故障、電球の交換、あるいは器具等の設備一式交換、中にはLEDをかえたものもございまして、こちらの修繕費の補助につきまして2分の1でございますけれども、約20万円ほど不足が生じる

予定でございます。電気料金の補助が190万円、修繕費のほうは20万円、合わせまして210万円の増額をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、12、市民活動費でございます。

こちらにつきましては、750万円の増額をお願いするものであります。15ページ中段でございます。内容につきましては、委託料、市民温泉等維持管理事業の委託料でございます。

こちらは、市民温泉3施設指定管理をお願いをしてございますけれども、こちらのほうにつきましても、燃料費の高騰がございます。電気料と合わせまして、当初計上した額に不足額が生じておりまして、指定管理料の支払いでございますけれども、一定の基準がございまして、指定管理者、いわゆる運営をしていく企業努力では解決できない部分がございます、燃料費、電気料等でございますけれども、その部分が上昇、あるいは10%以上を一応目安としておりますけれども、これが基準で管理料の10%を超えた場合に限り、超えた部分を折半で賄おう、補っていかうということで契約をしてございます。この部分の主に電気料でございますけれども、増額ということで480万円ほど、燃料費につきましては1,000万近く、合計で1,500万円ほど不足額が生じる予定でございます。この関係で、合わせまして1,500万で、折半でございますので2分の1ずつということで、750万円を当初の指定管理委託料に上乗せをして補填をする形をお願いをするものでございます。

まだ防犯灯のほうも含めまして、電気料等高どまりということで、最近また燃料費、ガソリンなんかちょっと上がっておりますけれども、いずれ流動的な部分がございます、昨年度に比べ大分10%以上、個々の基本料金等々いろいろございますけれども、そんないわゆる光熱水費の関係が上昇しておりまして、その関係で補填ということでお願いをするものでございます。よろしくお願いいたします。

以上、市民活動費まで説明をさせていただきました。ご審議よろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） まず交通安全の防犯対策費ですが、自治会への補助金ということでありましてけれども、この自治会は全ての自治会になりますか。限定されている自治会なのか、教えてください。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

奥野課長。

○市民活動支援課長（奥野経雄君） 136自治体、全てに補助を交付しております。

電気料につきましては、使用した電気料の3分の2、修繕費等につきましては2分の1を補助しております。お願いします。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 次、市民活動費の750万の補正でございますが、この市民温泉ということになりますと、3施設でよろしいですか。その内訳をお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

奥野課長。

○市民活動支援課長（奥野経雄君） 指定管理者から、全体で数値の不足分をいただいております、これからまだ3月いっぱい運営を当然やっていきますので、その部分でまだ流動的な部分もありますけれども、全体の作業の増減を今したところでもありますので、内訳につきましては、確定したところでまたご報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員、いいですか。

○委員（樋泉明広君） はい。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

池神議員。

○議員（池神哲子君） 今のところですけども、市民活動費のところ、市民温泉が3カ所ありますよね。150円に入れるということは大変評判がいいわけで、そのためにとても利用者が増えているように思うんですけども、タイルがちょっと滑るとかという話が出ている点も聞いているんですけども、私たちにとって、甲斐市の一番目玉であるようなサービスはずっと続けてほしいわけなんですけれども、そういう滑って転んで大怪我にならなければいいなと最近思ったことがあります、その辺のことはどんなふうになっているか、情報入っていますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

新津係長。

○市民生活係長（新津 誠君） それにつきましては、指定管理者のほうから報告を受けておりまして、すぐに修繕を行いました。

○議員（池神哲子君） ありがとうございます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、市民活動支援課所管の第2款総務費の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時55分

再開 午前11時56分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

入る前に、先ほどの市民活動支援課よりご報告がございますので、お願い申し上げます。

それでは、説明を求めます。

奥野課長。

○市民活動支援課長（奥野経雄君） お疲れさまです。

先ほどに引き続きまして、あと1点補正をお願いしてございますので、よろしく願い申し上げます。

補正予算説明書の18ページをお願い申し上げます。

こちら民生費、社会福祉費、地域改善対策費、こちらがうちの課で扱っておりますので、その部分の補正をお願いするものであります。

補正額につきましては143万1,000円。これにつきましては19ページのほうをごらんください。ちょうど中ほどになります、28節の繰出金でございます。繰出金ということで、そこがございます住宅新築資金等貸付事業特別会計繰出金ということで、例年、当初決算見込みが出るまで1,000円を存置で計上させておったものでございますけれども、今回、額がおおむね確定をいたしましたので、例年同様繰出金ということで、143万1,000円をお願いするものでございます。

内容につきましては、この後、繰出金、これを受け入れる繰入金のほうがまいります特別会計の説明のほうで内容は説明申し上げたいと思います。一般会計の繰出金ということで、説明を簡単に終わらせていただきますけれども、よろしく願い申し上げます。

○委員長（三浦進吾君） 正午になりましたけれども、引き続き委員会を行いますけれども、よろしいございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） それでは、そのようにさせていただきます。

ただいまの奥野課長からご説明がありました件に対しまして、何かご質問ございましたらお願いします。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

傍聴議員の皆さんございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時 00分

再開 午後 零時 00分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開いたします。

次に、第10款教育費、第4項学校給食費、第5項幼稚園費について一括で当局の説明を求めます。

横森学校教育課長。

○学校教育課長（横森貴志君） 大変お疲れさまでございます。よろしく願いいたします。

それでは、学校教育課に関係いたします補正予算につきましてご説明申し上げます。

補正予算説明書の26、27ページをお願いいたします。

10款教育費、4項学校給食費、1目給食センター費の003給食センター運営費でございますが、487万8,000円の減額補正をお願いするものであります。

内容につきましては、敷島及び双葉給食センターの給食食材料費の不用見込額518万円の

減額と、双葉給食センターのボイラーの燃料であります。灯油代が不足することによります燃料費30万2,000円の増額、合わせまして487万8,000円を減額するものでございます。

次に、2目学校給食費、001学校給食費でございますが、644万5,000円の減額補正をお願いするものであります。

内容につきましては、竜王地区の各小・中学校の給食食材料費の不用見込額を減額するものでございます。

次に、5項幼稚園費、1目幼稚園費でございますが、103万8,000円の財源更正をお願いするものでございます。

内容につきましては、特定財源であります国庫支出金を103万8,000円減額し、一般財源を増額するものでございますが、幼稚園就園奨励費国庫補助金が、当初予定していた交付額より減額になる見込みでありますので、財源更正をお願いするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 就園奨励費の減額という話がありましたけれども、今のところはこれで大体国基準のどのくらいに甲斐市はいく予定ですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

横森課長。

○学校教育課長（横森貴志君） 26年度は国基準に対しまして70%の支出をしております。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、第10款教育費、第4項学校給食費、第5項幼稚園費の審査を終了いたします。

次に、第10款教育費、第6項社会教育費について説明を求めます。

樋口生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長（樋口 充君） 大変お疲れさまでございます。

生涯学習文化課より3月補正について説明をさせていただきます。

補正予算説明書の26ページ、27ページの下段をお願いいたします。

10款教育費、6項社会教育費、3目文化会館費になります。

002双葉ふれあい文化館管理運営費で70万円の増額補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、双葉ふれあい文化館の電気料の増額になります。財源につきましては、その他財源の諸収入になります。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、第6項社会教育費の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 零時06分

再開 午後 零時07分

○委員長（三浦進吾君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、第12款公債費、第1項公債費並びに13款諸支出金、第1項基金費について説明を求めます。

坂本企画財政課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） それでは、大変お疲れさまでございます。

12時を回ってしまいました。ひとつよろしくお願ひいたします。

それでは、企画財政課が所管します歳出の補正につきまして、ご説明させていただきます。

3月の補正説明書の28、29ページのほうをお願いいたします。

12款の公債費、1項の公債費、1目の元金につきましては、借入条件等の決定に伴いまして、償還元金1,327万3,000円を補正するものでございます。

2目の利子につきましては、1,995万8,000円の減額でございます。新規発行分の借り入れの利子が確定しましたので、当初予算額から不用額を減額するものでございます。

下のほうになります。企画財政課にかかわります諸支出金についてご説明を申し上げます。

13款諸支出金の1項基金費、1目財政調整基金、25節積立金につきましては、このたびの補正に必要な財源との差額、2億9,212万円を財政調整基金に積み立てをするものでございます。これによりまして、本年度末の財政調整基金の規模につきましては、おおむね30億9,900万円程度が見込まれるところでございます。

8目公共施設等の整備基金費、25節の積立金につきましては、年度末の基金残高の確定によりまして98万円を増額補正するものでございます。

以上、企画財政課の所管します歳出の補正でございます。よろしくご審議のほうをお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、公債費並びに基金費の審査を終了いたします。

以上で、歳出の審査を終了します。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 零時09分

再開 午後 零時09分

○委員長（三浦進吾君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、歳入について審査をします。

第10款地方交付税から第21款市債までの一括説明を求めます。

坂本課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） それでは、歳出に引き続きまして一般会計の3月補正の歳入についてご説明を申し上げさせていただきます。

予算説明書の6ページ、7ページのほうをお願いいたします。

初めに、10款地方交付税でございます。

1項1目1節地方交付税であります。地方交付税のうち、普通交付税につきましては、本年度交付額が48億4,567万6,000円となっております。11月の補正のほうで専決させていただきましたが、衆議院議員の総選挙で557万3,000円の補正をしましたので、予算との差7億4,567万6,000円から557万3,000円を差し引きしました7億4,010万3,000円を補正増額するものでございます。

次に、12款の分担金及び負担金でございます。1節の負担金、4目の労働費負担金、1節労働費負担金でございますが、峡中広域シルバー人材センターの負担金102万2,000円の減額につきましては、同センターの国庫補助基準が就労人口等によりまして変更となったことにより、構成市町の負担金がそれぞれ減額となりました。中央市が63万1,000円の減、昭和町が39万1,000円の減ということになります。

14款の国庫支出金です。1項の国庫負担金、2目の民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金2,500万円につきましては、障害福祉サービス費の決算見込みに伴います増額ということで、障害者自立支援医療費負担金の2分の1、これが500万円の減、障害者自立支援給付費の負担金の2分の1、増額が3,000万円というような内容になっております。

2節の児童福祉費負担金319万6,000円につきましては、保育所運営費が4月にさかのぼ

って改定をされまして、保育単価が増額となったということで、市内保育事業所、広域保育事業所の国庫負担金の2分の1が増額となったものでございます。

5節の保険基盤安定負担金につきましては、保険者の支援分としまして、一般会計から国民健康保険特別会計に繰り出す基盤安定負担金でございまして、その経費の2分の1に当たります366万9,000円を国庫負担金として補正増額するものでございます。

次に、6節の生活保護費負担金9,075万円につきましては、生活保護受給者の医療扶助増加に伴います補正増でございます。増額の見込まれる1億2,100万円の4分の3の増額をする補正でございます。最初のほうでも説明を行いました、26年度の4月当初、384世帯、500人でありましたが、平成27年の1月現在では417世帯、543人というような支給内容となっております。

2項の国庫補助金、7目の土木費国庫補助金、1節の土木費補助金157万8,000円でございますが、説明欄の各項目でございます。社会資本整備総合交付金は、657万9,000円の減額です。公営住宅等の整備事業の事業費の確定に伴います減額となります。

次の防災安全社会資本整備交付金815万7,000円の増額につきましては、道路局所管の橋梁長寿命化修繕計画の策定業務、これの確定に伴います減額。また、道路ストックの総点検事業の確定に伴います減額。それから、長塚第二踏切の拡幅工事の事業量の増工に伴います増額並びに竜王田中線工事等の、やはり事業増工に伴います増額というような内容で合計となっております。

8ページ、9ページのほうをお願いいたします。

4節の都市計画費補助金につきましては、1,272万8,000円の減額補正となります。内容につきましては、説明欄のところですが、防災安全社会資本整備交付金の減額ということで、南小学校線、落合冷間線等の事業の確定に伴います補正減額でございます。

9目の教育費国庫補助金、3節の幼稚園費補助金、奨励就園費の補助金の103万8,000円の減額でございます。これにつきましては、幼稚園の奨励就園費の確定額の見込みによります減額というような内容となっております。

次に、3項の委託金、2目の民生費委託金、1節の社会福祉費委託金66万9,000円の増額補正につきましては、年金生活者支援給付費支給準備市町村取扱事務交付金ということで、交付事務のシステム改修を行います事業費の確定に伴います委託金の補正でございます。

次に、15款の県支出金でございます。初めに、1項県負担金、2目の民生費県負担金、1節社会福祉費負担金でございます。1,250万円につきましては、国庫負担金と同様に障害

福祉サービス費の決算見込み等に伴う増額で、障害者自立支援医療費の県負担金、並びに自立支援給付費等の県の負担金のそれぞれ4分の1を補正する増額補正でございます。

2節の児童福祉費負担金159万8,000円につきましては、やはりこれも国庫負担金と同様になりますが、4月にさかのぼって保育運営費が改定されたということで、保育単価が増額となったことで、それぞれの事業所の県負担分4分の1が増額となっているところでございます。

4節の保険基盤安定負担金3,390万4,000円につきましては、一般会計から国民健康保険特別会計と後期高齢者医療保険特別会計のほうに繰り出す経費の確定に伴いまして、県負担金を補正するものでございます。国民健康保険の特別会計につきましては、2,744万4,000円の増額、後期高齢者医療保険特別会計のほうにつきましては、646万円のそれぞれ増額となっております。

3目の衛生費県負担金、1節の保健衛生費負担金61万5,000円につきましては、予防接種の事故救済事業負担金、4分の3の収入でございます。予防接種の事故被害者の医療費分が増加したということで、これに伴います増額分でございます。

10ページ、11ページのほうをお願いいたします。

2節の環境衛生費補助金199万2,000円につきましては、環境保全活動支援事業費補助金でございまして、敷島のリサイクルステーションの整備に伴います2分の1を限度とします県の補助金の収入でございます。

次に、3項の委託金、1目の総務費委託金、2節の選挙費委託金につきましては、県議会議員選挙委託金81万円の減額、それから、県議会議員の選挙執行の準備のポスター掲示場の設置に伴います選挙委託金の増額のそれぞれの補正となります。

16款の財産収入、1項の財産運用収入のほうですが、2目の利子及び配当金、1節の利子及び配当金になりますが、177万5,000円につきましては、説明欄の各種の基金運用利子の運用額の増加に伴います補正でございます。年度末等の基金の残額の確定に伴いまして、運用額を補正増額するものでございます。

18款の繰入金でございます。1項7目基金繰入金、1節の市営住宅事業基金繰入金3,140万1,000円の減額につきましては、市営住宅整備事業の確定に伴いまして、財源の一つでありました基金からの繰り入れを3,140万1,000円を減額するものでございます。

12目の1節地域振興基金の繰入金177万3,000円につきましては、平成25年度の3月の補正以降の精算処理未処理分がございまして、その分について今回補正によりまして積み立て

た額について、同額を当該基金から繰り入れるものでございます。

12ページ、13ページのほうをお願いします。

2項の特別会計の繰入金でございます。2項の特別会計繰入金、それぞれの会計におきましてご説明をしたところだとは思いますが、11目の1節後期高齢者医療特別会計の繰入金におきましては、平成25年度の決算に伴います精算金を一般会計に繰り入れ戻しをするものでございます。

次に、20款の諸収入になります。5項1目の雑入、1節の総務費雑入の69万6,000円の減につきましては、土地改良区の総代選挙の委託金の確定に伴います減額となります。

8節の消防費の雑入の21万4,000円につきましては、消防団員の安全装備品の整備等助成金としまして、ヘッドライトを購入する助成金の補正となります。9節の教育費雑入1,092万5,000円の減額につきましては、備考欄のほうで小・中学校の給食費、食数、生徒数等の確定に伴いまして、支出において給食賄い材料のほうに1,162万5,000円、これを減額するとともに、歳入におきまして給食費を減額するものでございます。

続きまして、ふれあい文化館の電気使用料につきましては、指定管理者であります山梨文化学習協会が負担すべきメーター実績に基づく電気料の追加収入分70万円でございます。

21款の市債、1項市債の1目の総務負債、2節の臨時財政対策債につきましては、臨時財政対策債の平成26年度の発行可能額、これは14億5,116万7,000円と決定をされておりますが、当初予算では11億円で計上しております。今回の補正で7億円にまで抑制をしまして、4億円を減額補正をしたいというふうに考えております。

7目の土木債、1節の道路橋梁事業債につきましては、200万円の減額でございます。下芦沢線の道路改良事業費の確定に伴いまして、辺地債を減額するものでございます。12目1節の合併特例債につきましては、3億970万円の増額でございます。塩崎駅周辺整備事業にかかわります構内の架道橋の工事、それから、南口の駅前広場等の整備にかかわります事業費としまして、3億1,440万円ほどを増額させていただきます。

また、幹線道路の整備事業の南小学校線、落合冷間線の道路整備事業の事業費の確定に伴いまして、470万円の合併特例債の減額をするというものでございます。

合計、合併特例債を3億970万円で補正増額するものでございます。

地方債に関する調書につきましては、説明書の30ページのほうに一覧表を記載してございます。今回の地方債の補正によりまして、本年度末の残高が274億3,385万9,000円となる見込みでございます。

以上、ご確認をお願いしたいと思います。また、以上、ご審議のほうよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

小浦委員。

○委員（小浦宗光君） 7ページの地方交付税の関係ですけれども、これはもう特別交付税が入っている額で、その場合は、もうこの金額が平成26年度の決算額に近いというか、そんなふうな金額ということですか。最終的にはほとんど、最終的金額でしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

坂本課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） この金額につきましては、普通交付税の今回補正ということで、特別交付税につきましては、交付期が12期と3月期になります。まだ3月期につきましては特別交付税は入ってきていませんので、これについては、その事業を見て多分3月下旬に入ってくるということになりますので、普通交付税だけの補正になります。

以上、よろしくお願いをいたします。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、第10款地方交付税から第21款市債までの審査を終了いたします。

以上で一般会計補正予算（第6号）の審査を終了いたします。

これより、議案第5号 平成26年度甲斐市一般会計補正予算（第6号）について、順次討論、採決を行います。

本案について討論ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（三浦進吾君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員長報告につきましては、委員長にご一任願います。

ここで暫時休憩とし、職員の入れかえを行います。

休憩 午後 零時 26分

再開 午後 零時 27分

○委員長（三浦進吾君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

引き続きまして、議案第9号 平成26年度甲斐市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

お諮りします。この補正予算につきましては、歳入歳出一括説明、質疑としてよろしいでございませうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（三浦進吾君） それでは、そのようにいたします。

内容等について当局の説明を求めます。

奥野課長。

○市民活動支援課長（奥野経雄君） ご苦労さまです。何回も申しわけございませぬ。

住宅新築資金貸付事業特別会計の内容につきまして、補正の内容につきましてご説明させていただきます。

補正予算説明書76ページをお願いいたします。

ただいま委員長より一括ということでございますので、まず歳入からご説明させていただきます。

きます。76、77ページでございます。お願いいたします。

先ほど、一般会計でもご説明をさせていただきましたけれども、住宅新築資金貸付事業の関係の本年度の元利収入の不足分を繰入金ということで先ほどお願いをいたしまして、歳入の説明に入りますけれども、1款繰入金、一般会計繰入金ということで、地域改善対策費のほうから繰り入れをいただくものでございます。

内容につきましては、公債費繰入金ということで、一般会計同様143万1,000円を歳入、繰り入れるものでございます。

繰越金につきましては、19万3,000円、中段の表になりますが、これは25年度からの繰越金確定をいたしましたので、改めまして計上させていただいたものでございます。合計で162万4,000円の増額でございます。よろしくお願いいたします。

これに伴いまして、3款諸収入貸付金元利収入でございますけれども、住宅新築資金と宅地取得資金がございます。それぞれ収入に見合わなかった収入未収金ということで、住宅新築資金が101万3,000円、宅地取得資金が61万1,000円の減額をお願いをしまして、合わせて162万4,000円の減額。これに見合う収入ということで、先ほど申しました繰入金と繰越金で162万4,000円ということで、入の内容の変更ということでお願いを申し上げるものであります。

続きまして、歳出でございますけれども、次の78ページ、79ページをお願いいたします。

まず、事務費でございます。住宅新築資金等貸付事業の事務費でございます。こちらにつきましては、繰入金、繰越金がございましたので、財源内訳の調整をさせていただいたものであります。特定財源のその他の中の6,000円を減額しまして、繰越金で19万3,000円いただいた中の調整をさせてもらったものでございます。予算額の変更はございません。

2款の公債費でございます。元金、利子ともに財源内訳、これは公債費でございますので、事業の中で県より借り入れた資金の返済でございます。こちらの財源の更正をそれぞれさせていただいたものでございます。よろしくお願い申し上げます。

なお、住宅新築資金の事業でございますけれども、法律については平成14年で終わっております。ただ、住宅資金でございますので、住宅公庫同様25年償還ということで進んでおります。最終の返済等々は、平成35年に終了する予定でございます。26年度末に残償還額ということで、820万円ほど残金が残りますけれども、35年度でございますので、36年の3月に全て返済は終了する予定でございます。

ただ、未納金滞納額等は残っておりますので、租税等々ではございませんので、滞納整理

という言い方は当たらないかもしれませんが、集金、相談等々、年間を通して、もう数え切れないほど歩いておりますので、そういうことで債権の確認は相互で行っておりますので、消滅時効の成立もございません。また、そういう申し出も今のところございませんで過ぎております。また、滞納者につきましては13名おりますけれども、いずれも高齢者、世代交代、あとはちょっと生活の内容に関係してちょっと払い切れないかななんてことで、そんな状況の方がほとんどでございますので、これからも鋭意努力して回収に努めていきたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で審査を終了します。

これより議案第9号 平成26年度甲斐市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、順次討論、採決を行います。

本案について討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

これより本案について採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員長報告につきましては、委員長にご一任願います。

ここで暫時休憩し、職員の退室を行います。

休憩 午後 零時 33分

再開 午後 零時 36分

○委員長（三浦進吾君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、請願第27－1号 地方自治の堅持を日本政府に求める意見書提出に関する請願書を議題といたします。

それでは、紹介議員より請願の内容等を説明をお願いします。

池神議員。

○議員（池神哲子君） とてもお疲れのところ、申しわけございません。あと5分ぐらいで解決できますように早期に行いたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

では、読ませていただきます。

地方自治の堅持を日本政府に求める意見書提出に関する請願書であります。

甲斐市市議会議長、有泉庸一郎殿。

2015年2月19日。

請願者、佐藤桂子、山梨県甲斐市富竹新田1161－8。

中川賢俊、地方自治の本旨を実現する市民の会事務局長。連絡先、長野県下伊那郡高森町上市田164であります。

紹介議員、池神哲子。そして、樋泉明広であります。

では、本旨の本請願の趣旨を読んでかえさせていただきます。

都道府県や市町村などの地方自治体は、住民の意思に基づいて自主的・自立的に住民福祉の増進を図る公共団体です。地方自治は憲法第8章によって保証され、実体を備えた地域の社会的基盤であり、「その機能を、法律をもって奪うことは許されない」と最高裁判決も述べています。

このように地方自治体は国の下部機関ではなく、両者は対等な立場のうえで、国家全体の調整を図り、役割分担をなすべきものです。

昨年、名護市長選挙・沖縄県知事選挙・衆議院選挙で、それぞれの住民は辺野古への新基地建設に反対する意思を明らかにしました。それに対し、政府は総選挙のわずか1か月後に振興予算の削減を発表しました。

県知事は話し合いのために何度も上京して、首相や防衛大臣に面会を求めました。しかしこの求めは、今日の時点ではまだ実現していません。

辺野古新基地建設が我が国にとって不可欠な政策であるのならば、政府は予算で自治体を誘導するのではなく、地方自治の原則を尊重して徹底的な話し合いに応じるべきではないでしょうか。

考えを異にする者とは、知事といえども面会せず、話し合いもしない。これでは、地方自治は絵に描いた餅になってしまいます。これまでの地方分権や地方政府の論議は、何だったのかということになってしまいます。

現在沖縄で起こっていることは沖縄だけの問題ではありません。地方自治を守ることは、全ての自治体の問題です。

辺野古新基地建設への賛成・反対の立場を問わず、地方自治と民主主義を確かなものとするために、沖縄県と誠意を持って話し合うことを政府に求める意見書を、貴議会より、衆・参両院議長並びに総理大臣及び関係省大臣宛てに提出していただくことをお願いします。

記。

一 沖縄県知事の求める首相及び関係省大臣との面談を、速やかに実現すること。

一 沖縄を辺野古新基地建設に誘導するための予算削減との懸念を抱かせる今回の沖縄振興予算案の削減を、白紙に戻すこと。

以上であります。どうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） ただいま内容等について紹介議員より述べられましたけれども、それでは質疑を行いたいと思います。

それでは、滝川副委員長より意見をお願いいたします。

○副委員長（滝川美幸君） それでは、大変にこういう問題は、沖縄の問題だけではないということは十分承知しております。大変難しい問題で、私たち国民一人一人が本当に真剣に考えなければいけないということは重々承知はしておりますが、ただ今の世界情勢を見たときに、政府が進めるこういう問題も非常に大事なところであるかなというところも考える次第です。

それで、本来でありましたら、このような大きな問題のときには、もう少しお時間をいただくと議会の中でも少し個人的に話し合いもできて、いい方法もとれるのかなというところもあります。もうこれで今回非常に時間も無いということですので、大変申しわけないとは思いますが、お受けできないかなという気持ちはありますが。

○委員長（三浦進吾君） 不採択でよろしいですか。

続きまして、長谷部委員、お願いします。

○委員（長谷部 集君） 沖縄の方々のお気持ちはわかるわけではありますが、沖縄においても賛否両論の部分もありますけれども、首相との速やかな面談を実現するということに関しては賛成する部分もあるわけではありますが、沖縄振興予算案の削減を白紙に戻すという部分に関しましては、一地方自治体に対する国家予算に対して、他の自治体の我々議会が国に対して意見を出すべき立場にはないような気がしますので、今回の件に関しましては、私は不採択ということをお願いします。

○委員長（三浦進吾君） 長谷部委員、不採択と。

次に、山本委員、お願いします。

○委員（山本今朝雄君） ここにもありますように、選挙の結果で住民の意思がはっきりしたということはありませんけれども、当然、選挙には賛成の方、反対の方もいるわけでございまして、その賛成の少数意見も無視することができないと思います。

たしか、僕なんかもテレビとかいろいろ見ていまして、国の対応者が、責任者がそういう方に当然会うべきだとは思いますが、やはりこの問題を突き詰めてみれば、この移設問題は沖縄だけの問題でなくして国全体を考えれば、やっぱり国の防衛を左右する大きな問題だと思うわけでございますが、こういう大きい問題を私たちがとやかくと私は言える問題でないと思いますのと、大きな高度な政治判断で決めるべき問題だと思いますので、この件につきましては、申しわけありませんが、私も不採択をお願いをしたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 山本委員、不採択ですね。

続きまして、樋泉委員、お願いします。

○委員（樋泉明広君） 今回出された請願は、昨年の名護市の市長選挙、それから沖縄の県知事選挙、衆議院選挙で、名護市民と沖縄県民の皆さんが辺野古への新基地はだめだという意思をはっきりさせた選挙ですよね。その前の知事は、それに反対をして辺野古へ新基地をつくるというようなことを政府のほうに話をしたという経過があるんですが、それにしても、やはり沖縄の県民の皆さんの意思を反映した県知事翁長氏に政府の総理大臣初め、それぞれの関係大臣が会わないなどということとはとんでもない話だと。

また、予算執行の面で振興予算の削減も出すと、とてもこんなことは認められない。やはり平等な立場で話し合いをし、辺野古の市への基地はどうするかということ、まず話す機会をせめて持たなきゃいけないというふうに私思います。もちろん紹介議員でありますので、

この請願には賛成であることは間違いないんですが、強く、そういう点では政府に厳重に抗議すべきだというふうに思っております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員、採択ということですね。

次に、保坂委員、お願いします。

○委員（保坂芳子君） この請願を見ますと、件名が日本政府は地方自治をないがしろにしていると、堅持していないと、だからそれを堅持しなければいけないんじゃないかということをお願いということなんですけれども、今、政府のほうでは地方創生ということによって、地方を大事にしないということは、ちょっと考えにくい。それが中心だと言っていますので、これはどうかと思います。

記のほうで、言いたいことを具体的に2つありますけれども、確かに面談を断るなんてことは、ちょっと民主的ではないと思います。ただ、この間国会の中継を見ていまして、やはり同じようなあれが出たと思います。それに対して、菅さんか総理大臣かどっちか忘れてましたけれども、タイミングとか、いろいろ合わなかったので面談していないけれども、ちゃんと面談することはやぶさかでない、ちゃんと聞きますよというような答弁を私はしていたと思うので、それはやると思いますので、その点はあれだと思います。

2番目のほうに関しましては、先ほどから皆さんおっしゃっているように、私もこれは沖縄のことです、確かに国の問題、私たちも考えなくてはならないことですが、私たちが甲斐市は、この沖縄に対していろいろ申すというのに関しましては、やはり地方自治体として、これは沖縄が中心で考えるべきであって、私たちがここで請願を出してどうのこうのという立場ではないと私も思います。よりまして、今回の請願に対しましては不採択でよろしいと思います。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員は不採択。

続きまして、小浦委員お願いします。

○委員（小浦宗光君） やはりこの問題は、今、保坂委員から話があったとおり2つに分けられると思いますけれども、1番のほうは、やはりこれはアメリカも絡んでいる問題もありますし、早急に解決しなきゃならない問題ですので、早く会って問題を解決すべきだと思います。

それから、2番のほうですけれども、これは沖縄の振興予算案の削減を白紙に戻すことと

ありますけれども、これは沖縄県の前の知事が辺野古に新しい基地を建設することに同意したので、政府は大型の予算措置をしたと思います。しかし、今度選挙でもって基地建設に反対した候補が勝って新しい知事になりましたので、前とは約束が違ってきてしまったわけですから、大型予算をそのまま出すわけにはいかないということで、削減もやむを得ないんじゃないかと思います。その辺はまたこれからの両方の駆け引きでもって進めていくのではないかと思いますけれども、そういうことで今回のこの請願に関しては、不採択でも仕方ないなと思いますけれども、よろしくをお願いします。

○委員長（三浦進吾君） 小浦委員、不採択。

以上で、各委員の意見を終了します。

ここで暫時休憩をとります。

休憩 午後 零時 49分

再開 午後 零時 50分

○委員長（三浦進吾君） それでは会議を再開します。

請願第27-1号 地方自治の堅持を日本政府に求める意見書提出に関する請願書について、採決いたします。

本請願は起立により採決をしたいと思います。

本請願について採択する議員さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（三浦進吾君） 起立少数です。

本請願は不採択に決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして総務教育常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時 53分